

第 1 0 期近江八幡市分別収集計画

令和 4 年 7 月
近 江 八 幡 市

近江八幡市分別収集計画目次

1. 計画策定の意義	2
2. 基本的方向	3
3. 計画期間	3
4. 対象品目	3
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	4
7. 分別収集をすることとした容器包装廃棄物の種類 及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	6
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	7
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	8
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	8
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	9
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	12

1. 計画策定の意義

本市は、琵琶湖の東岸、湖東平野の中央部に位置し、市域のほぼ半分を農地が占め、農業が基幹産業となっている。また、京阪神圏の外縁部にあることから住宅都市として発展するとともに東近江地域の中核都市として商業施設等が集まっている。

市域にはラムサール条約登録湿地である西の湖をはじめ山紫水明に恵まれた豊かな自然があり、全国ではじめて認可された重要文化的景観や伝統的建造物群などの古きよき町並みや歴史的遺産が豊富に点在し、年間約500万人の観光客が訪れている。

しかし、一方では都市化の進展や観光客の増加に伴い、ごみの増大や質的多様化に伴う課題がさらに深刻さを増すものと予測されている。

また、本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和4年3月改定）においては、令和元年度を基準とし、令和13年度までに1人1日当たりのごみ排出量を5%以上削減するとともに、リサイクル率を20%以上にすることを目標としている。

こうしたなか、本市における快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルを見直すとともに、ごみの発生抑制に努め、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構築する主体となる市民・事業者・行政がそれぞれの立場で役割を認識し、持続可能な循環型社会の構築に向け、排出量の削減とリサイクル率のさらなる向上に取り組まなければならない。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物のリデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リジェネレート（以下「5R」という。）を推進し、資源の有効利用や廃棄物の適正処理による最終処分量の削減を図ることを目的に、市民・事業者・行政それぞれの役割分担や、具体的な推進方策を明確にしながら、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

2. 基本的方向

容器包装廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るためには、廃棄されたものをどのように処理するかという観点を転換し、製品の開発、製造から消費、廃棄等に至る各段階で容器包装廃棄物の排出を抑制するとともに積極的に分別収集と再商品化を促進し、廃棄物の排出の抑制、使用済製品の再使用を基調とする社会経済システムをつくる必要がある。

また、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の実施にあたっては、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化といった役割分担のもとで、それぞれが積極的に参加することが必要不可欠である。

- ① ごみの発生の抑制を第一とし、市民・事業者・行政が一体となって環境への負荷を低減させる暮らしのあり方を追求し、環境に配慮した社会の実現を目指す。
- ② 排出された容器包装廃棄物を可能な限り資源化し、また廃棄物としない持続可能な循環型社会の形成を目指す。
- ③ 市民・事業者・行政が一体となつてごみの減量化に努め、リサイクル運動・啓発を推進する。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物 (t)	1328.2	1322.9	1317.6	1312.3	1307.0

6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

実施に際しては、市民・事業者・再生業者等がそれぞれの立場で役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 相互協力

- ・ 容器包装廃棄物の排出の抑制を図るため、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力し、各種事業を進める。

(2) 市民団体（地域）との連携

- ・ 地域ぐるみのごみ減量化事業やリサイクル活動を推進する。
- ・ 市民団体の「近江八幡市環境美化推進協議会」や「水と緑の環境ネットワーク」などの環境美化推進団体によるごみの減量化・資源化の具体的な取り組みを進める。

(3) リサイクル団体への支援

- ・ 自治会や子ども会等で行う資源ごみ集団回収に対して補助金の交付を行うなど集団回収団体を引き続き支援する。

(4) 消費者への啓発

- ・ ごみの排出量の増大やごみ処理に要する経費、最終処分場の残余容量のひっ迫した状況など、ごみ処理問題の情報を提供する。
- ・ ごみの排出抑制・分別排出・再生利用の意義および効果の啓発に努める。
- ・ あらゆる機会を通じてごみの減量・リサイクルの推進等について学習会を開催し、その重要性と必要性の啓発に努める。
- ・ 各種イベント等において、ごみ処理問題や地球環境問題について啓発に努める。

(5) 事業者との連携

- ・ 事業者に対して、ごみの減量・リサイクルの推進や、再生品の利用及び簡易包

装等の啓発に努める。

- ・事業者にごみの排出抑制や環境保全型商品等についての理解を深めてもらうための啓発に努める。
- ・事業者に対して、容器包装の店頭回収と資源化を促進するための啓発に努める。

(6) 5Rの推進

- ・洗剤などの詰め替え可能なリターナブル容器並びに再生資源を原材料に利用した製品の積極的な利用及び販売促進等について啓発に努める。

(7) マイバック持参運動

- ・滋賀県の事業を利用し、買物袋を持参するマイバック運動を啓発する。

(8) 学校における啓発

- ・学校における牛乳パックの回収を実施する。
- ・リサイクルの啓発やごみ処理施設の見学会を実施する。
- ・環境関連のNPO法人へ協力を呼びかけ、積極的に環境教育を取り入れる。

7. 分別収集をすることとした容器包装廃棄物の種類
及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、収集に係る分別の区分を下表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器で、無色のガラス製のもの 主としてガラス製の容器で、茶色のガラス製のもの 主としてガラス製の容器で、その他の色のガラス製のもの	ガラスびん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料またはしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量
及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
分別収集の容器区分	合 計		合 計		合 計		合 計		合 計	
	引 渡 量	独自処理量	引 渡 量	独自処理量	引 渡 量	独自処理量	引 渡 量	独自処理量	引 渡 量	独自処理量
主としてスチール製の容器	76.6		76.3		76.0		75.7		75.4	
	0.0	76.6	0.0	76.3	0.0	76.0	0.0	75.7	0.0	75.4
主としてアルミ製の容器	68.0		67.7		67.4		67.1		66.8	
	0.0	68.0	0.0	67.7	0.0	67.4	0.0	67.1	0.0	66.8
無色のガラス製容器	203.9		203.1		202.3		201.5		200.7	
	0.0	203.9	0.0	203.1	0.0	202.3	0.0	201.5	0.0	200.7
茶色のガラス製容器	156.2		155.6		155.0		154.4		153.8	
	0.0	156.2	0.0	155.6	0.0	155.0	0.0	154.4	0.0	153.8
その他のガラス製容器	73.7		73.4		73.1		72.8		72.5	
	73.7	0.0	73.4	0.0	73.1	0.0	72.8	0.0	72.5	0.0
飲料用紙製容器	17.8		17.7		17.6		17.5		17.4	
	0.0	17.8	0.0	17.7	0.0	17.6	0.0	17.5	0.0	17.4
段ボール製の容器	587.6		585.3		583.0		580.7		578.4	
	0.0	587.6	0.0	585.3	0.0	583.0	0.0	580.7	0.0	578.4
ペット製の容器	144.4		143.8		143.2		142.6		142.0	
	144.4	0.0	143.8	0.0	143.2	0.0	142.6	0.0	142.0	0.0

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについては、平成28年度から令和2年度までの5か年の分別基準適合物等の収集実績量の平均値を基に人口変動率を乗じて算出する。

なお、人口変動率は、「第2期 まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年3月策定）」における人口の長期的見通しを基に、直近実績値から一定の推移で微減するものとする。（人口の見込推移）

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
79,340人 (対前年度比)	79,028人 (対前年度比)	78,718人 (対前年度比)	78,409人 (対前年度比)	78,101人 (対前年度比)
—	99.607%	99.607%	99.607%	99.607%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用する。

なお、現在、自治会や子ども会等の団体が取り組んでいる資源回収については、実施団体の拡大を推進する。また、小売店が行なっている包装容器の店頭回収について、積極的な活用を市民に呼び掛ける。

容器包装廃棄物の種類	収集の分別区分	収集運搬段階	選別保管等段階
スチール缶 アルミ製缶	缶	市委託業者 自治会・子ども会	環境エネルギーセンター 中間処理業者
無色ガラスびん 茶色ガラスびん その他ガラスびん	ガラスびん	市委託業者	環境エネルギーセンター
飲料用紙製容器	飲料用紙パック	市委託業者 自治会・子ども会	環境エネルギーセンター 中間処理業者
段ボール	段ボール	市委託業者 自治会・子ども会	環境エネルギーセンター 中間処理業者
ペットボトル	ペットボトル	市委託業者	環境エネルギーセンター

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・ペットボトルについては、環境エネルギーセンターで選別、圧縮梱包、保管を行う。
また、ガラスびん・飲料用紙パックについては同センターのストックヤード保管のみとする。

なお、段ボールについては市委託収集、集団回収団体から直接中間処理業者に引き渡し、選別・圧縮・保管を行う。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール アルミ	缶類	ポリエステル製コンテナ プラスチックコンテナ	2t・4t パッカー車 (市委託業者)	環境エネルギーセンター (選別圧縮保管施設)
無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス	ビン類	プラスチックコンテナ	2t 平ボディー車 (市委託業者)	環境エネルギーセンター (ストックヤード保管)
飲料用紙製容器	紙パック	プラスチックコンテナ	2t 平ボディー車 (市委託業者)	環境エネルギーセンター (ストックヤード保管)
段ボール	段ボール	十文字に縛る	2t・4t パッカー車 2t 平ボディー車 (市委託業者)	(有)成和商事(安土町) (選別圧縮保管施設)
ペットボトル	ペットボトル	ポリエステル製コンテナ ポリエステル製袋	2t 平ボディー車 (市委託業者)	環境エネルギーセンター (圧縮梱包保管施設)

分別収集に必要な施設計画（近江八幡地域）

[排出段階]

(その1)

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様(形状、形式、能力、数量等)及び整備計画	管理主体	参考欄 (現有施設状況)
1. 排出容器				
①箱形コンテナ	a びん類 (色別分別必要)	材質:ポリプロピレン 容量: 67ℓ	近江八幡市	昭和57年から実施
②ポリエステル製箱型容器	b 缶類 (アルミ・スチール缶)	材質:ポリエステル 容量: 343ℓ	近江八幡市	昭和57年から実施
	c ペットボトル	材質:ポリエステル 容量: 216ℓ	近江八幡市	平成9年から実施
③その他	d 紙パック	紐で十字に縛る	近江八幡市	平成9年から実施
	e 段ボール	紐で十字に縛る	近江八幡市	平成18年から実施
2. 集積場所	a~e	従来集積場所	利用者	各自治会において自治会役員等が排出指導及び点検する

分別収集に必要な施設計画（安土地域）

[排出段階]

(その1)

施設の種類	対象とする容器包装 廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様(形状、形式、 能力、数量等)及び整備計画	管理主体	参考欄 (現有施設状況)	
1. 排出容器 ①箱形コンテナ	a 缶類 (アルミ・スチール缶)	材質:ポリプロピレン 容量:90ℓ	近江八幡市	昭和61年から実施	
	b びん類 (色別分別必要)	材質:ポリプロピレン 容量:90ℓ	近江八幡市	昭和61年から実施	
	c 紙パック	材質:ポリプロピレン 容量:90ℓ	近江八幡市	平成19年から実施	
	②メッシュ袋	d ペットボトル	材質:ポリエステル 容量:1.64m×0.98m	近江八幡市	平成10年から実施
		e 段ボール	紐で十字に縛る	近江八幡市	平成15年から実施
2. 集積場所	a~e	従来集積場所	利用者	各自治会において 自治会役員等が排 出指導及び点検す る	

分別収集に必要な施設計画（近江八幡地域）

[運搬段階]

(その2)

施設の種類	対象とする容器 包装廃棄物等の 種類・量等	施設等の仕様(形状、 形式、能力、数量等) 及び整備計画	管理主体等	参考欄 (現有施設状況)
1. 専用車両 ①平ボディカー	a びん類 (色別分別必要)	2 t 車 4 台 4 t 車 1 台	市委託業者	昭和57年から実施(近八) 昭和61年から実施(安土)
	c ペットボトル	2 t 車 4 台 4 t 車 1 台	市委託業者	平成9年から実施(近八) 平成10年から実施(安土)
	d 紙パック	2 t 車 4 台 4 t 車 1 台	市委託業者	平成9年から実施(近八) 平成19年から実施(安土)
②パッカー車	b 缶類 (アルミ・スチール缶)	2 t 車 2 台 4 t 車 1 台	市委託業者	昭和57年から実施(近八) 昭和61年から実施(安土)
	e 段ボール	2 t 車 2 台 4 t 車 1 台	市委託業者	平成18年から実施(近八) 平成15年から実施(安土)

分別収集に必要な施設計画

[中間処理段階]

(その3)

1. 再生施設 ①選別・破袋・ 圧縮施設	b 缶類(アルミ・スチール)	[主要機器] 供給コンベア 磁選機 アルミ選別機 圧縮機 [能力] 0.6 t / 5 h	環境エネルギーセンター
	c ペットボトル (段ボール)	[主要機器] 供給コンベア 圧縮梱包機 [能力] 0.87 t / 5 h [主要機器] (圧縮減容器)	環境エネルギーセンター (有)成和商事
②ストックヤード	a びん類 (色別分別必要)	[形状] 屋内ストックヤード	環境エネルギーセンター
	b 缶類(アルミ・スチール)	[形状] 屋内ストックヤード	環境エネルギーセンター
	c ペットボトル	[形状] 屋内ストックヤード	環境エネルギーセンター
	d 紙パック	[形状] 屋内ストックヤード	環境エネルギーセンター
		A～d で合計 374.1 m ²	

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、次の取り組みを推進する。

- (1) 自治会・子ども会等の資源回収実施団体に対して支援を行う。
- (2) 容器包装廃棄物が分別基準に従って適正に排出されるよう、自治会役員及び環境推進員と協力して啓発に努める。
- (3) 廃棄物の発生抑制や再資源化等により処分量が抑制されるよう啓発に努める。
- (4) 事業者が行う容器包装の自主的な回収と資源化を促進するための啓発に努める。